

随 意 契 約 結 果

業 務 の 名 称	令和4年度 名古屋港飛島ふ頭東岸壁(-15m)支障物件復旧委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 白井 正興 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 締 結 日	令和4年4月14日
契 約 業 者 名	名古屋港埠頭株式会社
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市港区空見町40番地
契 約 金 額 (税 込 み)	¥35,816,000.-
予 定 価 格 (税 込 み)	¥38,599,000.-
随 意 契 約 に よ る 事 由	<p>名古屋港飛島ふ頭東岸壁において既設岸壁の船舶大型化への対応や老朽化対策等を図るため、水深を15mに増深する改良事業を進めている。</p> <p>今般、改良工事の一部完了に伴い工事中に一時撤去した支障物件（冷凍コンセント施設（附属施設・電気設備含む））を復旧するが復旧範囲を含むふ頭用地は複数の港運業者らによりコンテナヤードとして高頻度で日々供用されていることからコンテナターミナルの運営に影響を及ぼさないよう綿密な調整が求められる。</p> <p>名古屋港埠頭株式会社は、岸壁背後のふ頭用地並びに保安対策上の重要な付帯施設の所有者、管理・運営者であり、港運事業者・船社等利用者の荷役作業状況並びに既設電気系統についても熟知しており、支障物件の復旧等にあたり、迅速かつ的確な調整及びその実施が可能な唯一の者である。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>
備 考	